

○国富町危険空家等解体事業補助金交付要綱

令和4年9月27日

告示第50号

国富町危険空家等解体事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、危険空家等の解体を促進し、町民の生活環境の保全を図るため、危険空家等の解体を行う者に対し、予算の範囲内において国富町危険空家等解体事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和43年国富町規則第1号）に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 危険空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第1項に規定する空家等で、倒壊するおそれがあるなど保安上著しく危険又は将来そのような状態になることが予見される状態にあるもの
- (2) 解体業者 町内に本店、営業所、事務所その他これらに類する施設を有する法人又は個人事業主であって、建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1の右欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けたもの又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第21条第1項の登録を受けたものをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、町内に存する危険空家等のうち、次に掲げる要件の全てに該当するものとする。

- (1) 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅で、住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）第1条第1項の規定により合算した評点が100点以上であること。
- (2) 補助金の交付決定前に補助対象建築物の解体工事（以下「解体工事」という。）に着手していないこと。
- (3) 補助金の交付を申請する年度中に解体工事の完了が見込まれること。
- (4) この要綱に基づく補助金のほかに、解体工事に関して他の補助金等の交付を受けていない又は受ける予定がないこと。
- (5) 公共事業による移転等に伴う補償の対象となっていないこと。
- (6) 建築物の一部を解体する工事でないこと。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 法人等を除く補助対象建築物の所有者（補助対象建築物の登記事項証明書又は固定資産課税台帳に所有者として記録されている者に限る。）又はその相続人（以下「所有者等」という。）
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 国富町暴力団排除条例（平成23年国富町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることはできない。

- (1) 補助対象建築物が共有物であり、解体工事を行うことについて共有者全員の同意を得ていない者
- (2) 補助対象建築物に抵当権その他第三者の権利が設定されており、当該権利者全員から解体工事を行うことについて同意を得ていない者
- (3) 補助対象建築物の所有者等とその所在する土地の所有者とが異なる場合において、解体工事を行うことについて当該土地の所有者の同意を得ていない者
- (4) 不動産業を営む者で、営利目的で解体工事を行うもの

(5) その他町長が適当でないと認める者

(補助対象工事等)

第5条 補助金の交付の対象となる工事は、補助対象者が解体業者に依頼する解体工事（以下「補助対象工事」という。）とする。

2 補助対象工事の経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）は、総工事費から建築物の解体に要しない経費（家財道具、機械、車両等の移転又は処分費用等をいう。）を除いた額に10分の8を乗じて得た額とし、住宅地区改良事業等補助金交付要領（昭和53年4月4日付け建設省住整発第14号）に基づき国土交通大臣が定める当該年度の標準除却費のうち、除却工事費に10分の8を乗じて得た額を上限とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条第2項に基づき算定された額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とし、50万円を限度とする。

(事前調査)

第7条 補助対象者は、危険空家等解体事業事前調査申込書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出し、事前の調査を受けなければならない。

(1) 建築物の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税納税通知書又は名寄帳兼課税台帳）

(2) 土地の登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産税納税通知書又は名寄帳兼課税台帳）

(3) 建築物の位置図

(4) 建築物の現況写真

(5) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、現地調査を行い、危険空家等解体事業事前調査結果通知書（別記様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金交付申請)

第8条 前条第2項の規定により事業の該当となる者（以下「申請者」という。）は、危険空家等解体事業補助金交付申請書（別記様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、解体工事に着手する前に町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別記様式第4号）
- (2) 補助対象建築物の配置図及び平面図（延べ床面積を確認できるものに限る。）
- (3) 見積書の写し（内訳が記載されたものに限る。）
- (4) 工事施工者の建設業の許可書の写し又は解体工事業の届出書の写し
- (5) 工程表
- (6) 誓約書（別記様式第5号）
- (7) 補助対象建築物が共有物又は第三者の権利が設定された物であるときは、同意書（別記様式第6号）
- (8) 補助対象建築物の所有者等とその所在する土地の所有者が異なるときは、同意書（別記様式第7号）
- (9) 補助対象者から委任を受けた者が申請するときは、委任状（別記様式第8号）
- (10) 戸籍謄本等の写し（補助対象建築物が相続財産である場合に限る。）
- (11) その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定）

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請に係る書類等の内容を審査し、補助金の交付の可否の決定を行い、危険空家等解体事業補助金交付決定(却下)通知書(別記様式第9号)により申請者に通知するものとする。

（変更等の承認申請）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに危険空家等解体事業変更等申請書(別記様式第10号)を町長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更

(補助金額の算定に関する変更以外の変更をいう。)についてはこの限りでない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに申請に係る書類等の内容を審査し、承認の可否の決定を行い、危険空家等解体事業変更等承認(却下)通知書(別記様式第11号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助対象工事を完了した日から30日以内又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、危険空家等解体事業実績報告書(別記様式第12号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 解体工事に係る契約書の写し
- (2) 領収書など解体工事に係る費用を支出したことを証する書類の写し
- (3) 廃棄物処理に関する処分証明書類の写し
- (4) 解体工事施工中及び解体工事完了写真
- (5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、危険空家等解体事業補助金確定通知書(別記様式第13号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、速やかに危険空家等解体事業補助金交付請求書(別記様式第14号)を町長に提出しなければならない。

(土地の所有者の責務)

第14条 補助金の交付を受けて解体された危険空家等が所在した土地の所有者は、解体工事が完了した日以降において、当該土地を適切に管理しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し又は返還)

第15条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他町長が指示した事項に違反する行為をしたとき。
- (2) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は補助対象工事の実施について不正の行為をしたとき。
- (3) 前2号に掲げるほか、この要綱の規定に違反する行為をしたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定の取消しを決定したときは、危険空家等解体事業補助金交付取消し通知書（別記様式第15号）により補助事業者に対して通知しなければならない。

（その他）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年9月27日から施行する。